

事 務 連 絡
平成21年 4 月 24日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(韓国産パプリカ)

標記については、平成21年3月30日付け及び4月20日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、韓国政府より下記の輸出業者からは今後輸出されるパプリカについては、フロニカミドが使用されない報告がありました。

については、当該輸出業者を検査命令の対象から削除し、同事務連絡の別添1の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく願います。

なお、当該2社については、韓国における対日輸出野菜類の安全性管理基準の実効性を検証する目的で実施している、残留農薬（フロニカミドを含む。）に係るモニタリング検査（30%）の対象となります。

記

- 1 輸 出 者 名 : HANSOL TRADING CO.
- 2 輸 出 者 名 : JOY TRADING CO LTD.